

新年は1月8日(火)より  
業務を行います

事務所HPアドレス  
<http://www.tokatsu-law.com/>



発行  
**東葛総合法律事務所**  
 編集責任者 萩原得誉  
 〒271-0092  
 千葉県松戸市松戸1281-29  
 住友生命松戸ビル5階  
 電話 047-367-1313(代)  
 F A X 047-367-1319

# あけましておめでとうございます 2013年 元旦



沖縄・辺野古の朝 新基地ができるとこの景色は失われる (提供=連合通信)

FUTURE

先の選挙では、ときの政権党に対する  
 厳しい審判が下されました。

同時に、憲法を変え、社会保障を切り  
 捨て、原発を維持する、「古い政治家」  
 が数多く選出されました。そこには民意  
 を歪める現行選挙制度の問題点が象徴的  
 に示されています。

しかし、どんな政権も民意を無視する  
 ことはできません。脱原発の官邸前行動  
 や「年越し派遣村」が、幅広い国民的関  
 心を呼び起こし、政府を大きく揺るがし  
 たのは記憶に新しいところです。

歴史の教訓をふまえた真つ当な民意を  
 広めていくための取り組みを、引き続き  
 すすめて参りましょう。

## 東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田孝代

弁護士 福富美穂子

弁護士 齋藤雅子

弁護士 田中淳哉

弁護士 宗みなえ

弁護士 萩原得誉

弁護士 長浜有平

弁護士 藤吉彬

事務局長 小久保雅弘

事務局員一同

# アスベスト訴訟 国の責任認める 東京地裁判決

弁護士 宗 みなえ



東京地方裁判所に入る原告団 (2012.12.5)

2012年12月5日、東京地裁前のみならず総務省、農水省及び旧法務省前に、建設職人さん達が詰めかけて歩道を埋め

午後3時、東京地裁の大法廷にて判決の言い渡しが始まりました。主文は、国に損害賠償の支払を命じ、建材製造・販売メーカーへの請求は棄

ていました。2008年5月に東京地裁へ提訴してから4年余り。この4月に結審していた首都圏建設アスベスト訴訟の東京地裁判決が、いよいよ言い渡されるのです。



勝訴の旗を掲げる宗みなえ弁護士

却するというものでした。主文を聞いた瞬間、私も一人の弁護士が法廷を飛び出し、地裁前で「勝訴」「国の責任認める」という旗を掲げました。法廷に入りきらなかった原告達が、手を取り合って「良かった」と泣いていました。

裏話ですが、「勝訴」の旗を出すべく東京地裁の敷地から走り出る際、私は警備員に抱き止められました。結局は警備員を振り切って旗を出しましたが、若い(?)娘に抱き付くとは、地裁の警備員はどういう教育を受けているのでしょうか。失礼千万です。

話を戻しますが、建材からの曝露が原因で石綿関連疾患に罹患した建設職人達に対する国の賠償責任が認められたのは、全国で初めてです。国に

## えん罪布川事件

### 国家賠償求め提訴

弁護士 福富美穂子



「えん罪布川事件」は、

一昨年6月に無罪判決が確定し、櫻井さん・杉山さんの身の潔白が証明されたことで、一応の決着を見ました。布川事件弁護団も昨年11月27日、無事に解散しました。もちろん、この決着は大変喜

・検察も、えん罪を生んだことを反省するどころか、公式には未だに櫻井さん・杉山さんが犯人であるという立場を変えていないのです。

布川事件はえん罪のデパートと言われます。それほど、刑事司法の問題点を多く含む事件でした。捜査の場面では、異常に長い身体拘束時間、密室での取調べ、代用監獄(警察署の留置場)の問題、一部録音の危険性など。裁判の場面では、証拠隠しや捜査官の偽証問題。そして、これらは、布川事件当時の問題というだけではなく、今なお、何ら改善されることなく

勝訴したという点で非常に画期的な判決でした。

日本では、特に1970年代から大量のアスベスト含有建材が全国各地の建設現場で使用され、高度経済成長を支えた建設職人のなかに、石綿肺、肺ガン、中皮腫といった死に至る重大な病気を発症する人が続出しています。今ある建物にも未だアスベスト建材が残存しており、今後も被害者が増加することが予想されるところ、後の世代にア

た「労働者」であった原告に対する国の責任は認めましたが、実体は労働者であるにもかかわらず、建設業界の重層的下請構造の下で「一人親方」「零細事業主」となることを強いられた原告に対しては責任を認めませんでした。同じ現場で同じ仕事をしていた職人を分断したのである。また、建材メーカーがアスベストの危険性を警告せずに石綿含有建材を販売した過失(注意義務違反)は認め

たものの、各メーカーの建材と原告らの発症との因果関係の不明確を理由にメーカーに賠償責任を負わせませんでした。

弁護団としては、分断なき原告の一律救済を求めていますし、危険な建材を売って利益を出したメーカーが責任を取ることは当然だと考えています。東京高裁での戦いが続きますので、引き続き応援をよろしくお願います。

講師活動を通じて

# 市民後見人を考える

弁護士 萩原得誉



## 市民後見人って？

昨年11月3日、柏市の社会福祉協議会が実施する、市民後見人養成講座の講師として話をさせていただきました。

今後成年後見制度の需要増加に伴い、事案によつては、専門職だけでなく、一般市民の方々も後見人（市民後見人）として活躍してもらおうという趣旨で、現在全国的に推進されている仕組みです。

## 市民後見人養成講座

もちろん、他人の財産



市民後見人養成講座の様子（柏市内）

れば誰でもできるというわけにはいきませんが、市民後見人として活動を希望する方に対しては、各市町村が主体となって市民後見人養成講座という研修を行っています。

## 3時間で法律の基礎を

今回、私が担当させていただいた研修テーマは、「法律の基礎」です。相続や遺言、契約といった民法全般に加え、消費者契約法等の特別法、さらには刑事法の分野まで、後見業務に関連する部分を中心に何と3時間（途中休憩含む）で話すという無理難題に挑みました。

## 市民後見人制度の拡大

市民後見人制度が拡大することは、一見すると社会のニーズにかなっていると言えるのかも知れません。

しかし、後見人には冷静かつ専門的な判断が求められる場面も多々あり、また、後見人の不正が全国的に報告されていることからわかるように、高い倫理観が求められる。また、以前、「ためになる講座」でも強調しましたが、後見人は、本人を取り囲む支援者と相互に連携し、信頼関係を築き上げながら動いていく必要があります。これらのことは、研修を充実させるのみでは対処が難しいと考えます。

## 新人弁護士 自己紹介

# 藤吉 彬



ふじよし 藤吉

あきら 彬です

初めまして。昨年12月より、晴れて事務所の一員となりました、藤吉彬と申します。

私は、岐阜で生まれ、高校卒業まで岐阜で過ごしました。その後は、名古屋で一年浪人し、大学で京都へ、大学院で東京へ、研修（司法修習）で三重へと行き、そして、このたび千葉にやってまいりました。今後は千葉に根ざしていければと思っています。

私は弁護士の方が書いたもので、難民の方々や苦しみをかち合いながら、ともに闘っていく。そんな弁護士の姿が描かれていました。その本を読んだころから、弁護士は、苦しみを抱えた方々とともに、その苦しみを乗り越えるために闘っていくものだと感じるようになりました。そして、実際に弁護士の方々と話をする中で、その闘いに人生をかけて挑んでいきたいと思うようになったのです。

私の大好きな言葉に、「なぜか成る 為さねば成らぬ 何事も 成らぬは人の 為さぬなりけり」というものがあります。私はこの意味を、強い意志をもって努力を続けられ、何事もできるんだ。できないのは、意志と努力が足りないせいだ。そういうったものだと思っています。

私は、この言葉を思い浮かべるたびに、「できない」という前に、「やることをすべてやったかもう一度考えてみる」と、言われているような気になります。そして、自分の意志の程度と、どれだけ積み上げてきたかを、改めて考えることになるのです。

これまで、弁護士の仕事に触れる中で、弁護士の仕事は、時に人の人生を大きく変えてしまうものだということ、また、逆に、弁護士が無力なこと多いということを実感してまいりました。そんな弁護士の仕事だからこそ、1件1件、やることを1つ残らずやりつくす。常にほかにできることはないかを考える。そんな姿勢の弁護士でありたいと思っております。このような思いを胸に、日々研鑽を積み上げていきたいと思っております。

皆様、どうぞよろしくお願致します。

# 昨年を振り返って思う

弁護士 蒲田孝代



今年は再び自民党の政治に戻る。いよいよ憲法

「改正」が実現してしまふかもしれない。自衛隊は国防軍になるそうだし、原発は再稼働、外交は理知より力？誰も責任を取らない政治の復活か。

振り返り、私たちは何ができるのだろうか。少しでも安心安全な社会生活を送れるように、世界が平和社会に一步でも近づくとともに思いはするのだが。そういう願いをこめて、昨年はアース・ビナード氏の講演会を友

## 今年の抱負

いよいよ布川国賠のスタートです。刑事布川事件では、先輩弁護士の後を追いかけることに精一杯でしたが、弁護士生活14年目に突入する今年は、



昨年10月に弁護士生活満10年を迎えました。年を追うごとに時が過ぎるのが早く、気がつくと1年が終わっていたということに。10年前の気持ちを思い出し、良い意味での緊張感を持って、「今

## 各弁護士より

後輩弁護団員を引っ張っていきけるよう、頑張りたいと思います。今年も健康に気を付けつつ（お酒を控えめに?!）…。  
（福富美穂子）

年はこんな年だったな。」と振り返ることのできる充実した1年にしていきたいです。（齋藤雅子）



最近読んだ本（の一部）…小宮英二著『社会を變えるには』（講談社現代

の会と共催した。詩人である彼から原発の嘘を学ぶのも不思議だが、彼のユーモアを交えた話しぶりからは、彼の知性と理性を深く感じ、感動的でした。やはり、事務所はこれまでどおり、毎年1回はこうした企画を地域に提供したい。地味ではあるが頑張りたい。所員たちは昨年、それぞれ自分のライフワークともいべき法教育、アスペスト訴訟、薬害肝炎、えん罪、福祉等々に積極

的に取り組んできた。このまま今年も引き続き活動したい。だが、その活動の為に一般の依頼事件を誠実に且つ積極的に取り組むことだ。これ無くしては我が事務所の価値はない。この点は事務所の軸であり、この軸なくしては我が事務所の一貫は無い。ということをいつも言う。今年も明るく楽しく(?)言い続けるぞお!

新書) 瀬戸内寂聴ほか著『脱原発とデモ』そして民主主義(筑摩書房、湯浅誠著『ヒーローを待たせて』朝日新聞出版。印象に残った言葉…「気づいた人が責任者」  
（田中淳哉）



昨年は建設アスペスト訴訟の結審、そして判決の年でした。提訴前、弁護団立ち上げ準備会から参加していた私としてはまさに区切りの年であったと思います。今年はこのアスペスト

事務所友の会では、10月27日(土)に「東京大空襲を歩く」見学ツアーを行いました。1945年3月10日、東京の下町はアメリカ軍の絨毯爆撃により焦土と化し、一晩で10万人の命が奪われました。参加者28名は、江東区



東京大空襲で亡くなった13,242体の遺体が仮埋葬されていた猿江公園

12月には、忘年会を行いました。今年は、久しぶりに松戸の会場。夜景がきれいな14階のフロアでした。遠くに東京タワーも見えました。71名の方が参加されました。当面の行事としては、2月23日(土)午後2時、松戸市民会館にて、「知っていますか生活保護制度」をテーマに学習会を行います。参加費無料。問い合わせは当事務所まで (と)

弁護士4年生、個性の強い(強すぎる)後輩達に負けないよう、より身を引き締めていこうと思います。引き続き高齢者・障害者問題に取り組むとともに、今回報告させていただいたように、講師活動にも積極的に取り組んでいきたいと思っております! (萩原得宣)



弁護士になったばかりと思っていたら、3年目

「困った! どうしよう…」

そんなときは、東葛総合法律事務所へ! 相続のこと、夫婦のこと、成年後見のこと 地元の弁護士に相談してみませんか?

あなたも、東葛総合法律事務所が活躍の場を37年、地域の方々のつらかりを大切にしています。

事務所 東京都江東区猿江1-28-1 29住居系ビル5階 電話 TEL 047-367-1313 受付時間 9:30~18:00

## 編集後記

今回は布川国賠にアスペスト判決と2つの大きな動きをお届けしました。アスペスト判決の取材で、勝訴の旗を掲げる宗弁護士の姿は一段と輝いて見えました。同行していた

当事務所のポスターを作りました。松戸西口郵便局に掲示するために事務所ポスターを作りましたが、初めてなので素人感満載ですが、そこが味かなと思っています。ちなみに似顔絵が一番簡単だったのは、長浜弁護士でした。

新人の藤吉弁護士も感動で心が震えたということ。国に責任を認めさせることの困難さをあらためて痛感しました。マジメな編集後記になってしまいましたが、今年もよろしくお願いします! (HA)